日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

45

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……（主税局税制部税制課）…一
○東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……
……（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…三
○東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…三

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百二十号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第三項第五号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第四十条の八の二第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「対する通知」の下に「又は法第十七条の二の二第七項の規定による委託したものとみなされた者に対する通知」を加える。

別記第二十九号の二様式を次のように改める。

第２９号の２様式（第８条の５関係）

年度　月納付（入）分都民税（個人）払込通知書

区分				納付（入）金額 A	過誤納等還付金 B	差引納付（入）金額 C (A−B)	払込猶予額 D	払込額 金額（C＊D）	払込額 なかうち直接徴収分	払込額 件数	払込額 なかうち直接徴収分
本税 現年課税分 令和5年度以前課税分	普通徴収			（　円）	（　円）	（　円）					
	特別徴収	給与		（　）	（　）	（　）					
		老齢基礎年金等		（　）	（　）	（　）					
	計			（　）	（　）	（　）					
	平成18年度以前賦課決定分に係る更正分										
	上記以外										
令和6年度以降課税分	普通徴収			（　）	（　）	（　）					
	特別徴収	給与		（　）	（　）	（　）					
		老齢基礎年金等		（　）	（　）	（　）					
	計			（　）	（　）	（　）					
小計				（　）	（　）	（　）					
滞納繰越分	平成18年度以前賦課決定分										
	平成19年度以降賦課決定分										
	令和5年度以前課税分										
	令和6年度以降課税分										
小計											
延滞金	平成18年度以前賦課決定分										
	平成19年度以降賦課決定分										
	令和5年度以前課税分										
	令和6年度以降課税分										
小計											
加算金	平成18年度以前賦課決定分										
	平成19年度以降賦課決定分										
	令和5年度以前課税分										
	令和6年度以降課税分										
小計											
合計											

摘要

上記のとおり、都民税（個人）を払い込みますので通知します。

年　月　日

都税事務所長
支庁長　宛

特別区長
市町村長
（日本産業規格Ａ列４番）

備考1　この通知書は、特別区又は市町村において徴収した個人の都民税を特別区にあつては東京都指定金融機関派出所又は都出納員に、市町村にあつては東京都指定金融機関、東京都指定代理金融機関若しくは東京都公金収納取扱店又は都出納員に払い込む場合における払込通知書に用いること。

2　「特別徴収」のうち「老齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。

3　算出内訳の「過誤納等還付金」の欄は、歳入分より支出した還付金を記載すること。

4　現年課税分の「都民税、特別区民税・市町村民税及び森林環境税の合算額」の欄の（　）内には、分離課税に係る収入額を内書きすること。

5　「払込按分率」の欄には、当該月の払込額を算出するために用いた払込按分率を記載すること。

6　払込額の「金額」及び「件数」の欄には、直接徴収分を含めた金額・件数を記載すること。

7　令和５年度以前課税分については、算出内訳の「納付（入）金額」及び「過誤納等還付金」に森林環境税を含まないこと。

別記第二十九号の四様式を次のように改める。

第２９号の４様式（第８条の３関係）

年　月　日

年度都民税（個人）調定額報告書

特別区
市町村

区分			都民税調定額				特別区民税・市町村民税調定額				都民税、特別区民税、市町村民税調定総額	森林環境税調定額
			均等割	所得割	計		均等割	所得割	計			
			税額	税額	税額	件数	税額	税額	税額	件数		
普徴収通分	現年度分		円	円	①　円	件	円	円	円	件	⑥　円	翌年度分　円
	過年度分				②						⑦	
特別徴収分	給与	現年度課税分　現年度分			③						⑧	
		現年度課税分　翌年度分										翌年度分以外⑪
		前年度課税分			④						⑨	
		計										
	老齢基礎年金等	現年度課税分			⑤						⑩	
合計												

納税義務者数				
区分	普通徴収分		特別徴収分	
	現年度分	過年度分	給与	老齢基年金等
均等割額のみの者	人	人	人	人
所得割額のみの者				
均等割額及び所得割額の合算額の者				
合計				

都民税、特別区民税、市町村民税調定総額に対する都民税調定額の割合（特定按分率）

$$\left(\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩}\right)$$

都民税、特別区民税、市町村民税、森林環境税調定総額に対する都民税調定額の割合（特定按分率）

$$\left(\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪}\right)$$

地方税法第47条の納税義務者の数

当該年度4～6月に新たに賦課決定した納税義務者の数　人

当該年度4～6月に賦課決定を取り消した納税義務者の数

平成19・20年度賦課決定分　人
平成21・22年度賦課決定分　人
平成23年度以降賦課決定分　人

（日本産業規格B列4番）

備考1　この報告書は、毎年6月30日の数値に基づき、7月10日までに提出すること。

2　調定件数は、普通徴収に係る分にあつては納税通知書数（納期を4期に分けた場合は4件とする。）を、特別徴収に係る分にあつては、特別徴収義務者の納入回数をそれぞれ記載すること。

3　「特別徴収分」のうち「老齢基礎年金等」とは、法第321条の7の2の規定に基づき特別徴収の対象となる年金をいうものであること。

4　「現年度課税分」のうち「現年度分」、「翌年度分」とは、当該年度に課税したもののうち、地方自治法施行令第142条の規定により「当該年度の収入となるべきもの」、「翌年度の収入となるべきもの」をいい、「前年度課税分」とは、同条の規定により「前年度に課税したもののうち、当該年度の収入となるべきもの」をいうものであること。

5　「納税義務者数」の「特別徴収分」の欄には、当該年度に課税した都民税に係る納税義務者数をそれぞれ記載すること。

6　「納税義務者数」の欄については、給与からの特別徴収と他の方法による徴収との併徴の場合は「給与」の欄に、その他の併徴の場合は「普通徴収」の欄に、それぞれ名寄せして記載すること。

7　「地方税法第47条の納税義務者の数」の欄において、「当該年度4～6月に賦課決定を取り消した納税義務者の数」は、平成19年度以降に行われた賦課決定を取り消した場合（当該年度に行われた賦課決定を取り消した場合を除く。）に記載すること。

別記第二十九号の五様式中

「

合計	均等割額										
	所得割額										
納税義務者数									地方税法第47条の納税義務者の数		

」を

「

合計	均等割額										
	所得割額										
森林環境税調定額	翌年度分	円	翌年度分以外	円	合計	円					
納税義務者数									地方税法第47条の納税義務者の数		

」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条の五第三項第五号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第二十九号の二様式、第二十九号の四様式及び第二十九号の五様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百二十一号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則（昭和三十九年東京都規則第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「附則第八条第六項」を「附則第五条第六項」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条第二項」に改める。

第十六条第一項中「附則第八条第七項」を「附則第五条第七項」に、「附則第九条第二項」を「附則第六条第二項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百二十二号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一修学資金の部十四の項及び別表第二修学資金の部十四の項中「五二、五〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、令和六年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

発　行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号
163-8001
定　価
本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号
101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、古紙リサイクルに適した「リサイクルＡ」です。